

福県医発第1912号(地)

平成18年 1月27日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会長 竹 嶋 康 弘



抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用について

抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等につきましては、平成17年12月9日付福県医発第1605号(地)をもってお送りいたしておりますが、今般、厚生労働省健康局結核感染症課長より、日本医師会に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用についての周知、協力依頼がなされた旨、別紙のとおり通知がありました。

新型インフルエンザの発生が危惧される中、国においては、新型インフルエンザ対策の一つとして抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めておりますが、備蓄が完了する前に新型インフルエンザが発生した場合には、一般流通分の抗インフルエンザウイルス薬は、その対応に優先して使用することとなります。また、抗インフルエンザウイルス薬の多用による耐性の出現も抑えるためにも、抗インフルエンザウイルスの適正使用が重要となります。

もとより、薬の処方は医師の裁量によるものでありますが、貴会におかれましても新型インフルエンザ対策における諸般の事情をご拝察いただき、貴会管下関係医療機関等に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用について、特に下記事項にご留意のうえ、ご協力いただきますよう周知方よろしくご高配の程お願い申し上げます。

なお、(社)日本呼吸器学会の「タミフルの適正使用についてのお願い」を併せてお送りいたします。

記

1. できるだけ迅速診断キットで確認されてから処方すること
2. 発症後48時間内の患者に処方すること
3. 多用による耐性ウイルス出現を抑制するためにも、必要性を充分斟酌した上で慎重に処方すること

(地Ⅲ 1 8 9)

平成 1 8 年 1 月 1 9 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等につきましては、平成 1 7 年 1 2 月 5 日付（地Ⅲ 1 5 0）をもって貴会宛にお送りいたしました。

今般、抗インフルエンザウイルス薬の適切な使用について、厚生労働省健康局結核感染症課長より、本会に対して周知、協力方お願いがありました。

新型インフルエンザの発生が危惧される中、国においては、新型インフルエンザ対策の一つとして抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めておりますが、備蓄が完了する前に新型インフルエンザが発生した場合には、一般流通分の抗インフルエンザウイルス薬は、その対応に優先して使用することとなります。また、抗インフルエンザウイルス薬の多用による耐性の出現も抑えるためにも、抗インフルエンザウイルスの適正使用が重要となっております。

もとより、薬の処方は医師の裁量によるものでありますが、貴会におかれましても新型インフルエンザ対策における諸般の事情をご拝察いただき、貴会管下医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正使用について、特に下記の事項にご留意いただき、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

追って、（社）日本呼吸器学会の「タミフルの適正使用についてのお願い」を併せて同封いたします。

記

1. できるだけ迅速診断キットで確認されてから処方すること
2. 発症後 48 時間内の患者に処方すること
3. 多用による耐性ウイルス出現を抑制するためにも、必要性を充分斟酌した上で慎重に処方すること

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

インフルエンザ対策におきましては、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、インフルエンザ患者の適切な治療を図るために、都道府県及び医療関係団体等に対し、「抗インフルエンザウイルス薬の安定供給等について」（平成17年 11 月 24 日付け厚生労働省医政局経済課長・健康局結核感染症課長・医薬食品局安全対策課長通知）により、抗インフルエンザウイルス薬の安定供給の協力を依頼しているところです。

今冬のインフルエンザの流行状況については、2005 年第 50 週には、定点あたりの報告数が1.0を上回り、例年より早い流行がみられ、抗インフルエンザウイルス薬の市場流通も例年より早い需要が見られています。

今般、新型インフルエンザの発生が危惧される中、政府としては、新型インフルエンザ対策の一つとして抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進めておりますが、備蓄が完了する前に新型インフルエンザが発生した場合には、一般流通分の抗インフルエンザウイルス薬は、その対応に優先して使用することとなります。また、抗インフルエンザウイルス薬の多用による耐性の出現も抑えるためにも、抗インフルエンザウイルス薬の適正使用が重要となっております。

つきましては、貴職におかれましても、医療機関におけるインフルエンザの適切な診断が行われるとともに、抗インフルエンザウイルス薬の適正な使用について、関係者積極的な取り組みがなされるよう周知方よろしく願いいたします。

なお、抗インフルエンザウイルス薬の適正使用に関する事項につきまして、別紙のとおりとりまとめましたので、ご参考にしていただければ幸いです。

敬具

平成18年1月11日

厚生労働省健康局結核感染症課長
塚 原 太 郎

日本医師会 感染症危機管理対策室長
雪下 國雄 様

(別紙) 抗インフルエンザウイルス薬の適正使用に関する事項

(1) 国民

- ① インフルエンザ以外の普通の風邪には効果がないこと
- ② 発症後 48 時間以降服用してもあまり効果が認められていないこと
- ③ 多用による耐性ウイルス出現も懸念されるため安易に薬に頼らないこと
- ④ 手洗い・うがい・マスク着用・規則正しい生活などインフルエンザ予防に努めてほしいこと

(2) 医師

- ① できるだけ迅速診断キットで確認されてから処方すること
- ② 発症後 48 時間内の患者に処方すること
- ③ 多用による耐性ウイルス出現を抑制するためにも、必要性を充分斟酌した上で慎重に処方すること

タミフルの適正使用についてのお願い

(社)日本呼吸器学会
理事長 堀江 孝至
感染症・結核部会長 後藤 元

タミフルについては新型インフルエンザの発生に備えて、国・都道府県で2100万人分を備蓄することとされ、現在準備が進められているところです。しかし、備蓄完了は、早くても平成19年7～9月となると見込まれており、この間の備蓄に関しては、一般に流通しているタミフルにも頼らざるを得ない状況となっています。このため、特に今シーズンについては、タミフルの適正使用を徹底し、備蓄を進めることが厚生労働省から要請されています。こうした状況に鑑み、日本呼吸器学会の会員の皆様には、タミフルの使用に際して下記の項目の遵守にご協力をお願いします。

1. 迅速診断キットでインフルエンザと確認された症例、あるいは臨床的に確実と思われる症例に処方すること。
2. できるだけ発症後48時間以内の患者に使用すること。
3. 耐性ウイルス出現を抑制するためにも、必要性を十分考慮した上で慎重に投与すること。
4. 予防に用いる場合は適応症例に行うこと（患者の同居家族または共同生活者で、65歳以上の高齢者、慢性呼吸器疾患または慢性心疾患患者、代謝性疾患患者、腎機能障害患者）。

なお会員の皆様には、上記内容を病院、地域の先生方にもお伝え頂くようお願いします。

[page top ▲](#)

◀ [本サイトの利用条件](#) ◀ [サイトマップ](#)

JRS

Copyright © 2002 社団法人日本呼吸器学会 All rights reserved.